

保護者の皆様へ

魚沼市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒の出席停止等の対応について

日頃より、各学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供にご協力をいただいております。感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒の出席停止措置につきまして、昨今の感染状況を鑑み、下記のように出席停止措置を緩和以前に戻します。変更点を**※印太字ゴシック**にて示しましたのでご確認いただき、ご理解とご協力をお願いします。併せて、これまで通り日常の感染症予防対策についてもご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 出席停止扱いについて

学校は、児童生徒の安全・安心を最優先に考え、以下のような基準に基づき、出席停止の措置を行います。

- | |
|--|
| (1) 児童生徒について、感染が判明した場合、濃厚接触者と認定された場合、濃厚接触者である疑いが生じた場合、発熱等の風邪症状が見られた場合は、本人を出席停止とする。 |
| (2) 同居家族について、感染が判明した場合、濃厚接触者と認定された場合、濃厚接触者である疑いが生じた場合、 <u>発熱等の風邪症状が見られた場合</u> も同様とする。
※「発熱等の風邪症状が見られた場合」を追加します。 |
| (3) 保護者から「感染が心配なので休ませたい」と訴えがある場合
⇒例えば、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い場合や、 保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止扱いとすることができる。 |

2 出席停止の期間について

○児童生徒（本人）が感染等の場合

	出席停止の期間
ア 感染	感染が判明した日から、保健所に登校が許可された日まで
イ 濃厚接触	保健所により濃厚接触者と認定された日から、保健所に指示された期間 ⇒感染が判明すれば、「ア」の期間 ⇒検査で本人が陰性と判明した場合も、保健所に指示された期間
ウ 濃厚接触の疑い※	濃厚接触である疑いが生じた日から、次の期間 Ⅰ 感染が判明すれば、「ア」の期間 Ⅱ 濃厚接触者と認定されれば、「イ」の期間 Ⅲ 濃厚接触の疑いがなくなった日まで
エ 発熱等の風邪症状	Ⅰ 症状の出た日から、かかりつけ医の診断により新型コロナウイルスに由来する症状ではないと判明した日まで Ⅱ PCR検査を受けた場合、陰性が判明した日まで

※「濃厚接触の疑い」とは、保健所により濃厚接触者と認定されていないが、感染の疑いがある場合を指します。「その他の接触者」等はこれにあたります。

○同居の家族が感染等の場合

	出席停止の期間
オ 感染	同居の家族の感染が判明した日から、保健所に指示された期間
カ 濃厚接触	濃厚接触者と認定された日から、陰性と判明した日まで ⇒同居の家族の感染が判明すれば「オ」へ
キ 濃厚接触の 疑い	濃厚接触である疑いが生じた日から、次の期間 Ⅰ 同居の家族の感染が判明すれば、「オ」の期間 Ⅱ 同居の家族が濃厚接触者と認定されれば、「カ」の期間 Ⅲ 同居の家族に濃厚接触の疑いがなくなった日まで
ク 発熱等の 風邪症状	Ⅰ 症状の出た日から、かかりつけ医の診断により新型コロナウイルスに由来する症状ではないと判明した日まで Ⅱ PCR検査を受けた場合、陰性が判明した日まで

※「ク 発熱等の風邪症状」の場合を追加します。

- 3 登校後、児童生徒に発熱等の風邪症状がみられた場合と、そのきょうだいの対応について
○登校後、児童生徒に発熱等の風邪症状がみられた場合は下校させますので、学校から連絡が行った場合には速やかに迎えをお願いいたします。当該児童生徒のきょうだいも一緒に下校させます。

○きょうだいが小学校と中学校（あるいは保育園等）にいる場合は、きょうだいの在籍校（園）とも学校間で情報を共有しますが、保護者の方からもきょうだいの在籍校へ連絡を入れてください。

※風邪症状がみられる児童生徒のきょうだいを下校させる措置、及び関係学校・園への連絡を改めてお願いします。

4 ワクチン接種について

- 児童生徒の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に係る早退等を公欠（※）扱いとします。
○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種後の発熱、体調不良による欠席等は、校長判断により欠席とせず公欠（※）とすることができます。
※学校保健安全法による「出席停止」と異なり、授業日数の変更はありません。

5 その他

- ・出席停止に該当することが分かった場合は、速やかに学校に連絡してください。

魚沼市教育委員会事務局
学校教育課
TEL：793-7452